



商品定期購入契約の変更請求書 NO1
(Beauty商品専用)

FAX番号 03-6757-8897

FAX可

商品定期購入契約の変更請求書NO1(本書面)、NO2並びにNO3(以下、これらを称して「本請求書面」といいます。)は、大切な書面なので必ず十分にお読みください。会社所定の手続きにて本書面を提出すると本請求書面は「契約書面」となります。(変更完了通知書面は発送いたしません)

エキスパートアライアンス株式会社御中

私は、エキスパートアライアンス株式会社(以下、「会社」といいます。)と締結している商品定期購入契約の契約条項に基づき購入商品の変更を請求します。

※商品定期購入契約申込書のお客様控えと納品書(手続き完了のご案内)に番号が記載されています。

※エージェント登録をされている方はエージェントIDをご記入ください。

① 申込日(契約日)	年 月 日	② 申込番号または物品購入会員番号	③ エージェントID
------------	-------	-------------------	------------

④ 契約申込者氏名	フリガナ	姓	名	生年月日
	(自署)			西暦 年 月 日
現住所 自宅および勤務先に限ります。	〒	フリガナ	市・区 郡	連絡先 TEL () -
	都・道 府・県			(アパート・マンション名もご記入ください。)

⑥ ※翌月分からの変更請求受付締切りは当月14日です。ご注意ください。
※商品定期購入契約を複数契約されている場合には、契約ごとに変更手続きを行ってください。(契約ごととは、申込番号単位や申込書単位のことを指します。)

ご購入商品の 変更開始希望月	年 月 購入分より
-------------------	-----------

現在のご契約内容

変更後のご契約内容

※現在、定期購入している商品名の、毎月の購入数・購入金額を記入してください。 ※変更後の定期購入商品名の、毎月の購入数・購入金額を記入してください。

商品名(名称)	単価(税込)	毎月の購入数	単価×毎月の購入数 =毎月の購入金額(税込)
エキスパートα	7,100円	個	円
ナノディーバ スキンケアセット	12,300円	個	円
ナノディーバ スキンケア隔月セット	10,800円	個	円
ナノディーバ 洗顔	3,024円	個	円
ナノディーバ 化粧水	4,104円	個	円
ナノディーバ 美容液	6,048円	個	円
ギュッ!と酵素	11,400円	個	円
		個	円
		個	円
		個	円
		個	円
合計		個	円

商品名(名称)	単価(税込)	毎月の購入数	単価×毎月の購入数 =毎月の購入金額(税込)
ギュッ!と酵素	11,400円	個	円
ナノディーバ スキンケアセット	12,300円	個	円
ナノディーバ スキンケア隔月セット	10,800円	個	円
		個	円
		個	円
		個	円
		個	円
		個	円
		個	円
合計		個	円



エキスパートアライアンス株式会社

〒104-0042
東京都中央区入船1-1-26 永井ビル4F
TEL:03-6757-8900 代表取締役社長 中川博貴

受付	処理者	確認者

クーリングオフについて

- 1) ご契約申込者または契約者(以下、「申込者等」といいます。)は、ご契約の申込日、商品購入代金の払込日、契約書面の受取日、最初に購入した商品の受取日のいずれか遅い日から起算して20業務日間は、書面でエキスパートアライアンス株式会社(以下、「会社」といいます。)に通知することにより、無条件でご契約の申込の撤回または、ご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)をすることができ、その効力は書面を発信した時(郵便消印日付)から発生します。
- 2) クーリングオフを行った場合、会社は申込者等にお支払いになられた商品の購入代金を速やかに全額ご返金します。また、商品の引渡しができなくなっているときは、会社はその商品の引取に要する費用を請求することはありません。クーリングオフを行うことで損害賠償や違約金の支払を請求されることもありません。
- 3) クーリングオフに関して不実のことを告げられて誤認し、あるいは威迫され困惑してクーリングオフしなかったときは、改めてクーリングオフができる旨の書面を受領した日から起算して20業務日以内であればクーリングオフすることができます。
- 4) クーリングオフをされる際には、①官製ハガキ等の書面に「申込日」「払込日」「商品受領日」「会員番号」「氏名」「連絡先の住所・電話番号」「クーリングオフしたい商品名、型番、数量、価格」「クーリングオフを求める契約を撤回する旨の文章」等の必要事項をご記入のうえ会社へお送りください。②クーリングオフする商品を会社にお送りください。なお、返送の費用は会社負担とします。

重要事項説明書

この重要事項説明書(以下、「本説明書」といいます。)は、商品のご購入に際して重要な事柄が記載されていますので、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

1. エージェントには、ご契約の締結権、申込書類の受領権及び商品購入代金の受領権はありません。お客様の申込みに対して会社がお引き受けを承諾したときに、ご契約は成立となります。商品購入契約をお申込みの場合には、申込者自身が直接「申込書類」を会社へ郵便で提出してください。また、商品購入代金も会社指定の銀行口座等へご自身で送金してください。(エージェントがお預かりすることはありません。)
2. 瑕疵担保責任: 商品に不良、破損があった場合には、消費しないでください。商品到着後速やかに会社にお申出いただくとともに、商品検査のため会社宛にご返送をお願いします。会社より速やかに交換品をお送りいたします。なお、商品の返送費用は会社負担とさせていただきます。
3. 契約解除条項: 定期購入商品が販売停止となる場合、及び経済情勢の変動等のやむを得ない事情が生じた場合、会社は事前に通知することにより商品定期購入契約を解除することができるものとします。また、商品購入代金の支払が6カ月連続してない場合には、会員による商品定期購入契約の解約とみなします。

Beauty商品定期購入契約条項

第1条 (EXA商品定期購入契約とは) 1. EXA商品定期購入契約(以下、「本契約」といいます。)とは、エキスパートアライアンス株式会社(以下、「会社」といいます。)が定めた商品の中から希望の商品を選択し、その商品を毎月購入し、かつ商品購入代金を自動振替(以下、「振替」といいます。)またはクレジットカード決済(以下、「決済」といいます。)により支払いいただくものです。以下、本契約を締結された方を「会員」といいます。2. 会社は、本契約に基づく商品購入代金の入金を確認できた後に、次の通り商品を送送します。①初回: 会社が入金を確認でき、契約を承諾した日から7営業日以内に発送します。会社が契約を承諾した日を契約日とします。②2回目以降(契約日の属する月の翌月以降): 会社が指定した支払方法の中から会員が選択した方法で毎月14日に支払いいただきます。ただし、支払日が金融機関休業日の場合は翌営業日に振替または決済します。会社は、振替または決済が確認できた日から7営業日以内に商品を送送します。③在庫切れ等により商品を期限内に発送できない場合には、通知をしたうえで発送を延期させていただくことがあります。

第2条 (本契約の申込手続方法) 本契約の申込を希望する場合は、会社の定める方法での手続が必要となります。

①振替希望の場合、初回の商品購入代金の支払い、および本契約申込書(預金口座振替依頼書および自動払込利用申込書等を含みます。)のご提出が必要となります。②決済希望の場合、弊社のショッピングサイトによる手続が必要となります。

第3条 (定期購入商品・数量の変更) 会員が定期購入する商品の変更、および購入数の変更(増数・減数)を希望する場合は、変更する月の前月14日までに会社所定の書面によりお手続きください。なお、この変更により本契約の内容が変更された場合、前月までの商品定期購入契約の内容は破棄されることとします。

第4条 (振替または決済が不能だった場合の取扱) 1. 預金口座振替依頼および自動払込利用申込書に関する手続が振替開始までに完了しなかった場合、およびその他の理由により振替または決済ができなかった場合、会社は商品を送送しません。2. 会員が振替または決済できなかった商品購入代金を、会社が指定する方法で支払った場合、会社は入金を確認できた日から7営業日以内に商品を送送します。ただし、在庫切れ等により商品を期限内に発送できない場合には、通知をしたうえで発送を延期させていただくことがあります。

第5条 (2カ月連続して商品購入代金の支払がなかった場合の取扱: 本契約の一時停止) 2カ月連続して商品購入代金の支払がなかった場合には、会員が本契約の一時停止を申請されたものとみなし、会社は次月以降の商品購入代金の請求を停止します。この場合、会社は本契約の請求停止の処理がなされることを会員本人に通知しません。なお、会員が定期商品購入を再開するためには第6条2項に定める本契約の再開手続が必要となります。

第6条 (本契約の一時停止・再開) 1. 会員が本契約の一時停止を希望する場合は、中止する月の前月14日までに所定の書面にて申請してください。会社は次月以降の商品購入代金の請求を停止します。2. 本人の意思による申出や前条の事由によって本契約による商品購入を一時停止した会員が本契約の再開を希望する場合には、再開する月の前月14日までに会社所定の書面にて申請してください。

第7条 (6カ月連続して商品購入代金の支払がなかった場合の取扱: 本契約の解約) 6カ月連続して商品購入代金の支払がなかった場合には、会員が本契約を解約したものとみなします。この場合、会社は本契約の解約の処理がなされたことを会員本人に通知しません。なお、会員が定期商品購入を再開するためには新たに本契約の申込手続が必要となります。

第8条 (本契約の解約) 会員が本契約の解約を希望する場合は、中止する月の前月14日までに会社所定の書面にて申請してください。会社は次月以降の商品購入代金の請求を停止します。

第9条 (商品の配達不能時の取扱) 会員本人の都合により(長期不在・転居等)商品のお届けができず、会社へ返送された場合は、返送された日から40日間その商品をお預かりすることとします。会社がお預かりしている商品を会員が再度送付を希望される場合、会員は会社が定める送料を負担しなければなりません。

第10条 (商品購入代金の返金について) クーリングオフや法令の定めによる返品の場合を除き、会社が、会員の届出した送付先住所宛に商品の発送をした場合、商品が受領されなかったときでも商品購入代金の返金はいりません。

第11条 (会員の届出内容の変更等) 1. 会員の届出内容に変更等が生じたときは、直ちに会社所定の変更手続を行わなければなりません。2. 会員が所定の住所変更の手続を行わなかった場合、会社の知った最後の住所宛に発送した通知や商品は、会員または届出された商品送付先に到達したものとみなします。

第12条 (会社都合による定期購入商品の販売停止等) 1. 会員は、第1条1項の会社が定めた商品が販売停止となる場合があること、並びに販売価格が変更となる場合があること、商品がリニューアルされる場合があることを了承のうえ、本契約を申し込むものとします。2. 前項の変更が生じた場合、会社は事前に、本契約に基づいて当該商品を購入している会員へ通知します。

第13条 (本契約の終了) 経済情勢の変動等のやむを得ない事情が生じた場合は、会社は本契約の終了を希望する2カ月前までに会員に解約申出の通知をすることにより、本契約を終了させることができるものとします。

第14条 (本契約条項の変更) 会社は、会員に予告することなく将来に向かって本契約条項を変更することができるものとします。この場合、変更内容については会社のホームページ上の掲示等会社が適切と判断する方法で、会員に通知します。

2008年8月1日制定、2012年12月1日改訂

お客様の個人情報の取扱いについて

エキスパートアライアンス株式会社(以下、「会社」といいます。))は、お客さまからの信頼を第一と考え、会社がお預かりしている大切な個人情報の取扱いに関する方針「プライバシーポリシー」を会社ホームページに掲載しています。本書面へ記載頂きましたお客さまの個人情報は、次の目的のために利用いたします。

個人情報の利用目的

会社は、お預かりしている個人情報を、次の目的のために利用し、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた取扱いを行いません。また、そのための必要な措置を講じます。

- (1) 会社事業に関する契約のお引受け、ご継続・維持管理
- (2) 会社事業の情報提供、運営管理、商品・サービス等の開発・充実
- (3) エキスパートグループ各社・提携会社を含む各種商品・サービス等のご案内・提供、維持管理、開発・充実
- (4) エージェントの審査・委託・登録・管理及び役員職員の採用・雇用・管理
- (5) 児童養護・社会福祉等に係る団体への支援等による社会貢献活動〔雇用管理情報のみ利用します〕
- (6) その他上記業務に関連・付随する業務

※会社事業とは、ロードサービス事業、情報提供サービス事業、及び電気通信サービス事業をいいます(詳しくは、会社ホームページでご確認ください)。

個人情報の第三者への提供

会社は、次の場合を除き、取得した個人情報を第三者に開示、提供を行いません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) ご本人が同意されている場合
- (3) ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- (4) 法令により要請され、かつ会社が開示を妥当だと判断した場合
- (5) 利用目的の達成に必要な範囲内で業務の一部を委託・共同利用する場合
- (6) 個人情報保護法により、ご本人の同意を得ず提供が認められている場合

個人情報取扱の委託

会社は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報に関する取扱いを第三者へ委託することがあります。委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

ご本人からの開示等の請求

会社は、お客さま等からご本人に関する個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止(以下、「開示等」といいます。)の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、合理的な範囲内において速やかに対応します。また、ご本人に代わって開示等のご請求をされる場合には、その代理権の存在を示す資料のご提出をお願いいたします。

開示等のご請求に関する手続きは、会社ホームページ(<https://www.exa11.co.jp>)でご確認ください。

お問い合わせ窓口

会社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し、迅速かつ適切に対応いたします。会社の個人情報の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談等は、以下までお問い合わせください。

●お客様相談室 TEL 03-6757-8901 (受付時間 9:00~17:00 土日・祝日・年末年始を除く)

提供の任意性

会社への個人情報の提供はご本人の任意ですが、業務上必要となる情報をご提供いただけなかった場合、利用目的に記載した各種商品・サービス等のご提供ができない場合があります。

エキスパートアライアンス株式会社 個人情報責任者 担当取締役

契約変更の注意事項

変更日	会社が本請求書を受領し、変更の手続きを承諾した日 (※毎月14日までに本請求書を受領し、書類完備となりましたら翌月分からの変更適用となります)
商品購入代金の支払時期・方法	会社が指定した支払方法の中から会員が選択した方法(口座振替またはクレジットカード決済)で、毎月14日にお支払いいただきます。ただし、支払日が金融機関休業日の場合は翌営業日に口座振替またはクレジットカード決済いたします。 (会員が選択した方法で支払不能の場合には、会社が指定した払込用紙にてお支払いいただきます)
商品の引渡し時期	自動振替結果または入金結果が確認できた日より7営業日以内にご指定先へ発送いたします。

- ① この変更手続きの完了により、変更前の商品定期購入契約のご購入商品に関する内容は破棄となりますので、お間違えのなきようお願い申し上げます。
- ② 送付先変更、振替口座変更、住所変更をご希望の場合には、別途それぞれ『送付先変更請求書』、『振替口座変更請求書』、『住所変更請求書』をご提出ください。
- ③ 郵送・FAX兼用となっております。郵送される際は必ずコピーをお手元に保管してください。
- ④ 商品定期購入契約を複数契約されている場合には、契約ごとに変更手続きを行ってください。
(契約ごととは、申込番号単位や申込書単位のことを指します。)

申込契約を変更したい場合

申込書 1

お手続き方法

本書面を提出

複数の申込契約をひとつにまとめたい場合

申込書 1

申込書 2

お手続き方法

本書面を提出

解約手続き

注意:複数契約の場合、「送付先住所」「支払方法」をご確認のうえ、変更手続きおよび解約手続きを行ってください。

